

第2節 大阪市

5/ 民生対策

1. 更生相談所

当相談所は、保護の実施機関および医療保護施設としての附属病院を併設して設置された中央更生相談所（大淀区長柄中通）と愛隣地区における住民の福祉向上を目的として設置された愛隣会館（西成区東田町3-1）を統合して、昭和46年6月あらんに更生相談所として発足したもので、保護の実施機関としての保護の決定実施をおこなうと共に、住民の生活向上と環境の整備改善をはかるため種々の事業をおこなう部門（元愛隣会館）と、付属施設として生活保護法に基づく更生施設一時保護所（元中央更生相談所）から構成されている。

さらに、地区隣保事業の中心である西成市民館（西成区甲岸町）、自立更生を目的として家族世帯を対象に宿所を提供する馬糞生活館（浪速区馬糞町）、今池生活館（西成区今池町）、愛隣寮（西成区東田町）の四施設を所管している。

昭和46.6.17 統合

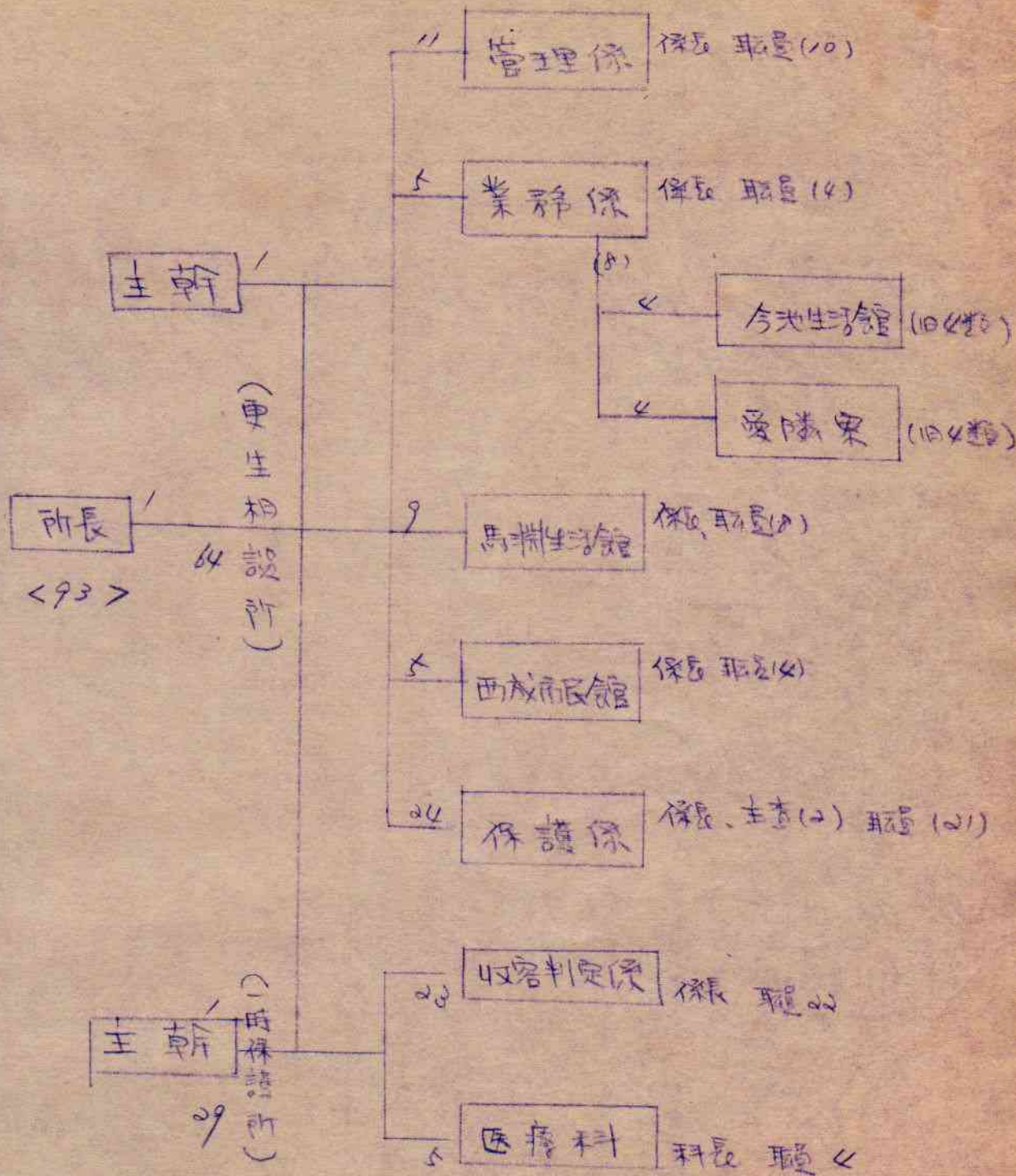
昭和46.6.16 業務開始

① 施設概要

種別	福祉行政機関		隣保館
施設名	更生相談所	一時保護所	110) 西成市民館
所在地	西成区東田町 7391	大淀区长柄中通 2-9	西成区甲岸町 21
敷地面積	485m ²	2032m ²	426m ²
建物面積	339m ²	653m ²	104m ²
延床面積	1683m ²	2,967m ²	376m ²
建物構造	鉄筋コンクリート 5階建	鉄筋コンクリート 地上3階 地下1階	鉄筋コンクリート 2階建
収容定員		140名	
建設経費	63,240,500円	107,315,000円	4,042,900円
竣工日	537.7.31	540.3.31	530.4.26
事業開始日	537.8.1	541.3.9	530.4.26
建物内	1階 事務室2 待合室、面接室 おこし銀行 2階 事務室1 西成保健所分室 3階 相談コーナー 関西大学社会学 研究室 4~5階 おこし小中学校	地階 厨房、食堂 浴室 木下室 1階 事務室1、待合室 面接室、相談室 判定室、居室2 2階 調停室、薄向、区向 看護婦詰所、心療室 居室6 3階 居室2、娯楽室1	546.10.1 改築完了の 内館 547.10.16 改 547.11.1 事業再開 5階建 1階保身所

種別	環境改善施設		
施設名	馬淵生活館	今池生活館	愛隣寮
所在地	浪速区馬淵町4	西成区今池町4-1	西成区東田町15-17
敷地面積	4605m ²	446m ²	324m ²
建物面積	1997m ²	264m ²	273m ²
延床面積	8.27/m ²	1.326m ²	1.749m ²
建物構造	鉄筋コンクリート 1階建 2棟	鉄筋コンクリート 1階建	鉄筋コンクリート 地上1階 地下1階
収容定員	300世帯	30世帯	42世帯
建設経費	224,219,053 ^円	71,740,830 ^円	63,832,777 ^円
竣工月日	1期 532.10.1 2期 533.A.1	540.8.26	(改修) 532.11.30
事業開始日	1期 532.10.1 2期 533.A.1	540.8.1	532.12.1
建物内	A棟 1階 事務室、生活相談室 生活指導室、学習室 婦人相談所、保育所 2~5階 居室 100 B棟 1~5階 居室 160	1階 事務室、保育所 2階 生活指導室 学習室 3~5階 居室 30	1階 事務室 1階 事務室 生活指導室 派出所 2~5階 居室 42

② 機構 SKA ↓ 現在



③ 事業概要

1) 目的

生活保護法、老人福祉法、児童福祉法等の他福祉に関する法令に基づいて、環境改善地区における住居のない要保護者の福祉に関する措置を行なうとともに、地域住民の生活向上と環境の整備改善を図る

2) 当所は、各種の相談、保護、更生と、環境改善と事業の二本柱とし、福祉行政機関の更生相談所と一時保護所、陳保館の西成市民館、環境改善施設の馬場生活館、今池生活館、愛隣寮がそれぞれ役割に基づきついで一体となって地域住民の福祉向上に対処している。

1. 各種の相談、保護、更生事業

— 法に基づく保護または措置 —

生活保護法、老人福祉法等福祉に関する法令に基づく保護育成、または更生の措置事業は、各行政区ごとに設けられた各福祉事務所でおこなっているが、「居住地がないか、または明らかでない要保護者」についての保護の未定実施は、23番目の福祉事務所として更生相談所が

あだっている。これは他都市に例のない福祉行政機関であつて、戦後の混乱期は大都市特有の無宿者が激増した際「救護法」および「生活困窮者緊急生活保護要綱」に基づき収容してきたものを、生活保護法施行後もムネツグまおこない今日にいたつたものである。

相談による保護の取扱いについては、受付後申請による面接事情聴取をおこなつたうえ、身体上または精神上医療・看護の必要があると認められた場合、医師の入院要否判断所見によつてその日に医療保護施設または指定医療機関へ入院措置し、通院を要する場合はただちに一時保護所へ収容保護している。その際結核予防法、精神衛生法、性病予防法等に該当する相談者、特に精神衛生法で措置している慢性アルコール中毒者が地区の現状からして非常に多く、これらについては当市内の西成保健所愛護分室と密接な協力体制のもとに対処している。

— 一時保護所の機能 —

一時保護所は、一時保護（生活保護法による更生施設）と判定の機能をもち、保護の実施機関において保護または措置の決定したもののうち、入院措置したものの、

救護施設に送致したものの、処置を支給し帰郷させたもの、これら以外の被保護者を入所させている。

一時保護所に入所する要保護者は、主としてその日暮しの日雇労働者で、病身のため生活に行詰った者であるが、その他にはいろいろの問題を持った人もかなり含まれているので、その処遇には単なる生活扶助の保護にとどまらず、自立を助けるための努力をしている。

一時保護期間は約2週間、その間に心理判定、行動観察、面接相談助言、生活指導および保護更生のため必要な調査をおこなう（女子および女子収容は事情が多岐にわたるので、保護期間を画一にできない）、処遇は健康で文化的な最低生活の維持を配慮し、給食も嗜好調査等をつとめて栄養基準量の確保に努めている。

心理判定（知能検査、性格検査、職業適性検査等）は措置指針の決定や、一時保護所および送致先施設での更生、生活指導の参考に資している。

収容者の取扱いにあたっては、個人の主体性を尊重

してきき相談相手になる一方、生活規律を遵守し責任感を大切に保つため、禁を犯して飲酒する等、更生の効力に甚しく欠ける場合は、退所を命ずることがある。

医学的判定は適当な保護又は措置をおこなうために、欠くことのできない業務であり、保護の決定、変更、転退院、転寮に際して健康分類をし、疾病者はその病名症状を記録して医療指示にも役立てている。

以上の業務のほか、一時保護所においては、生活保護法に基づく帰郷のための旅費支給事務をおこなっており、また診療所を付設して収容者の診療にあたりて

いる。

—— 相談コーナーにおける各種相談、指導、援護事業 ——

当所へ相談に来た人が、必ずしも法によって措置できるとは限らず、当所の一時的な援護あるいは簡単な助言によって更生する場合もあり、むしろ地区の実情からしてこのような相談が極めて多いといえる。このため所内に各方面の専門職員からなる相談コーナーを設け、それぞれの相談に対し親身になって適切な助言指導と処理をおこなう。

この際、短期の生活つなぎ資金を支給することによって問題が解決する場合は、この場で応急の援護資金を支給している。

1) 戸籍、住民登録相談(生活指導員)

出生、認知、婚姻、離婚などの戸籍届と住民登録に関する調査と届出、家事審判事件の申立などについて相談、手続、指導をおこなっている

2) 児童相談(児童福祉司)

中央児童相談所より児童福祉司が週々日(日、火、木、土)出張して、午前中はあいらん地域の各種児童相談を受理し、午後は主に家庭訪問して非行児童の指導をおこなっている。なお、この地区に必要な緊急保護にも可能な限り対応するよう努めている。

3) 婦人相談(婦人相談員)

この地区では生活全般に問題が伏在している中で、広く一般婦人を対象として生活の全般にわたる相談にあたっているが、特に地区の実情から、アルコール常飲、とばく常習、暴力をふるう夫を持つ主婦の相談が多く、この助言、指導は容易でない。

4) 防犯相談 (西成警察防犯コーナー 警署官)

西成警察署に設けられた防犯コーナーの分駐で、常に防犯という観点からでなく、地区内住民のあらゆる相談に助言、指導をおこなっており、その内容は家出事情から、就職、貸屋、宿泊におよび、さらには身の振り方、手紙の代筆にまでおよんでいる。

5) 生活保護相談 (西成区福祉事務所 ケースワーカー)

菟茶屋校下の被保護者の生活相談、医療意見書発行、諸用紙交付受理、保護費の支払い等をおこなっている。わざわざ区役所まで行く時間を労を省くことにより、地区住民への便宜をはかっている。

予算にみる厚生相談所

41 決算	4,642,700
42 "	5,266,700
43 "	5,722,700
44 "	6,035,700
45 "	4,715,700
46 予算	5,533,700
47 予算	13,229,700

・管理費	3,363,700
・事業費	9,866,700
・三井銀行委託	2,107,700
・三井生命保険	1,110,700
・成成建設株式会社	100,700